

公立大学法人大分県立看護科学大学 中期計画【第3期】

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育

(1) 教育の内容及び到達目標

- ア 学部教育では、4年間の看護師基礎教育で目指す看護師像と身に付ける能力を明確にして学内外で共有すると共に、地域包括ケアシステムの推進など社会の動向を踏まえて現行カリキュラムの評価を行い、看護師基礎教育モデルの更なる充実を図る。併せて、看護学の発展・地域医療に貢献できる人材の養成を行う。また、養護教諭（一種免許）養成課程の教育評価を行い、必要に応じて改善する。
- イ 大学院修士課程では、保健師、助産師及びNP（ナースプラクティショナー）の教育について随時見直しを行い、地域で求められる人材を育成する。また、専門性の高い看護職者の社会的な役割と今後の課題について、修了生の業務実施状況等の追跡等により検証し、教育に反映する。更に保健師助産師看護師法で定める特定行為に係る看護師の研修等を実施するとともに、大学院における看護職者の学び直しや看護管理者養成について教育モデルを構築する。
- ウ 大学院博士課程では、看護学及び健康科学の研究者及び教育者として必要な資質を養うための教育を行い、そのために必要な環境を整備する。

(2) 教育の実施体制

- ア 優秀な学生を確保するための活動を積極的に行う。同時に県の看護水準向上に必要な教育環境のための整備を行う。更に組織的な授業評価、卒業時のコンピテンシーや看護技術到達度を測るための評価基準の作成など、教育効果を適切に評価できる仕組みを導入・強化し、教育効果の検証と改善を継続して行える体制を確立し、教育機能を強化する。
- イ 本学の教育理念と看護・看護学の魅力や将来性を社会に周知するため、フォーラムや公開講座・研修会などの地域活動を学内外で広範囲に実施し、学部及び大学院における看護教育の意義と魅力を発信する。
- ウ 大学院におけるEラーニング環境など、学習環境の整備を一層進めるとともに、本学大学院の特色について各種の方法で発信し、地域医療の推進を図る。
- エ 学部及び大学院全体について、社会情勢に応じて適宜定員の見直しを行う。

(3) 学生等への支援

- ア 学生の自己学習能力を高めるための支援として、IT化を更に推進し、情報処理能力や看護技術能力の向上を図る。
- イ 看護師の国家試験合格率100%を目指し、学生が主体的に学べる教育環境を整備する。
- ウ 学年担任制やIT化による学習指導等を充実化することにより、一人ひとりの学生の生活を支援する体制を充実させ、健康管理の支援（メンタル支援を含む）並びに健康な生活志向、勉学の意欲及び看護職への適応に向けた効果的な支援を行う。
- エ 就職を希望する学生については、就職率100%、県内就職率50%以上を目指して、県内の就職先拡大の取組や就職相談等を強化する。また、同窓会と連携し卒業後のUターン支援を行う。

オ 学生の修学支援のため、基金制度の創設を検討する。

2 研究

(1) 研究の方向

- ア 保健・医療・福祉の分野における基礎的研究を重視し、質の高い研究成果を学術発表するとともに、地域社会に還元する。
- イ 大分県の保健・医療・福祉の改善に資する研究を継続発展させるとともに、地域交流や行政等の機関との連携を通じて地域社会に成果を還元する。

(2) 研究の実施体制

- ア 大学が重点的に推進するプロジェクト研究には優先的に研究資金や研究資材を配分・配置するとともに、大学の研究費を競争的に資金配分し、研究を活性化する。
- イ 国際会議や学内外の研究成果報告会を定期的に行うとともに、学術発表することを通して研究成果を積極的に地域社会に発信・還元する。

3 社会貢献

(1) 地域社会への貢献

- ア 一般住民を対象とした公開講座や健康教室など、地域社会のニーズに応える活動を様々な機会で行う。
- イ 地域の看護学教育研究拠点としての役割を担うため、講師派遣や相談窓口の設置など様々な活動を通して、県内の看護職者の質向上のための教育・研究・実践を支援する。
- ウ 地域の保健医療機関との緊密な連携と支援を行うため、卒業生・修了生及び看護職等に対する研修や必要とする情報の発信など継続教育を発展させる。
- エ 県内の保健医療福祉行政や各種団体・住民活動等と教育や研究を通して連携し、健康長寿のための社会づくりや災害支援に向けた活動を行う。

(2) 国際交流の推進

- ア 姉妹校等との定期的な交流を積極的に進め、教員及び学生同士の国際交流を促進する。
- イ 教員及び学生の国際的な視野を育成するために、看護国際フォーラムや研究交流を実施する。また、総合看護学実習では、学生の希望により国外へも門戸を広げる。

(3) 産学官連携の充実強化

- ア 地域の保健・医療・福祉の分野におけるシーズやニーズを把握し、産学官連携による研究を推進するとともに、こうした研究を担う人材を育成する。
- イ 産学官連携の充実のため、知財管理の仕組みの見直しを行う。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制

(1) 運営体制の強化

- ア 学長を兼ねる理事長が、法人運営及び教育研究の両面の責任者として強いリーダーシップを発揮し、効果的な意思決定ができる体制を進める。

- イ 教育、研究及び社会貢献の推進のため、学内組織のあり方について適宜検討し、必要に応じた見直しを行う。
- ウ 事務処理の合理化・簡素化を図るため、組織の統合や管理運営体制及び事務組織のあり方について、定期的に評価した上で必要に応じた見直しを行う。

(2) 開かれた大学運営

- ア 教員派遣や学外委員就任などにより地域との連携を図る一方、学識経験者等幅広い意見を取り入れた大学運営を図る。
- イ 学生や卒業生、看護・保健医療福祉関係者、地域住民等からの意見も反映させ、開かれた大学運営を図る。

2 人事・労務管理の適正化

(1) 人事・労務管理の適正化

- ア 性別、年齢、国籍等に柔軟に対応した公募制による採用を行うとともに、業務内容・人員配置を定期的に評価し、人事配置を適正に行う。
- イ 教員の評価制度を継続して発展させるとともに、大学固有事務職員の評価制度を確立させ、人事の適正化に努める。
- ウ 裁量労働制の適切な運用に努める。

(2) 人材の育成

- ア 学内外の研修制度を積極的に活用し、教職員の能力の向上を図る。
- イ 大学事務に精通した専門性の高い大学固有事務職員を育成する。

(3) 健康の保持増進

- ア 職員自身が自らの健康課題に自主的に取り組めるよう支援を行う。また、組織的な支援体制の構築や風通しのよい職場づくりの推進にも取り組む。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入及び外部資金の獲得

(1) 自己収入の確保

- ア 授業料、入学考査料、入学料、証明料及び公開講座講習料等の額について、受益者負担の観点から、社会情勢の変化に応じて適宜見直しを行うとともに滞納防止等に努め、収入の確保を図る。
- イ 教育研究に支障のない範囲で、積極的に施設等を適正な料金で貸し付けることにより自己収入の確保を図る。

(2) 外部資金の獲得

- ア 研究費等外部資金に関する情報収集やレビュー制度等による助成申請の個別支援を強化し、外部資金の獲得を促進する。

2 経費の効率化

(1) 経費の効率化

- ア 教職員のコスト意識の涵養に取り組み、執務環境の改善、業務の迅速化など事務の効率化を進める。

イ 教職員及び学生の省エネルギー・省資源に関する意識の向上を図り、光熱水費等の節減に取り組む。

ウ 契約期間の複数年度化や契約方法の競争的環境の確保等により管理経費の抑制に努める。

3 資産の適正管理及び有効活用

(1) 資産の適正管理

ア 資金の管理・運営については、収支計画や資金計画を勘案しながら適正かつ効率的な運用を行う。

イ 土地・建物等の資産については、計画的かつ適正な維持管理を行う。

(2) 資産の有効活用

ア 教育・研究に支障のない範囲で施設等を開放し、地域社会に貢献する。

イ 研究成果、著作物その他大学が所有する知的財産を積極的に公開して社会に貢献する。

IV 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己点検及び自己評価の充実

(1) 自己点検及び自己評価の充実

ア 教育の目標を達成するために、教育の状況について継続的に点検・評価し、定期的に改善・向上に取り組む。

イ 自己評価・評価結果については、外部者による検証を実施し、その結果を学内及び社会に公開する。

2 情報公開や情報発信の推進

(1) 情報公開や情報発信の推進

ア 法人運営の透明性を進め、県民に対する責任説明を果たすため、財務運営状況や中期目標・中期計画等の法人情報を常時ホームページで公開する。

イ 大学の教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をホームページで定期的に公開する。

ウ 本学の各種イベントの開催や学生の諸活動等の情報をメディアやホームページ、広報誌等で発信する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設・設備の整備と活用

(1) 施設・設備の整備と活用

ア 実践能力向上のため、教育研究組織及び教育課程に対応した看護技術修得のための施設・設備等の学習環境を財政状況を踏まえつつ整備する。

イ 施設・設備の整備、更新に当たっては、省エネ仕様やユニバーサルデザインに配慮する。

ウ 本学の財産的基盤の中核をなす建物について、機能を将来にわたり安全かつ確実に発揮させるため、点検・診断を定期的に行い、適切な時期に補修・補強対策等を実施する。

2 大学の危機管理

(1) 大学の危機管理

ア 教職員及び学生への安全・衛生管理の意識向上を図るため、安全衛生委員会、学生生活支援委員会で学内点検・事故防止の講習会等を実施する。

イ 教職員及び学生への危機管理意識の向上及び事故・災害時の安全確保を図るため、全学で防災訓練等を実施するとともに災害時の危機管理体制を整備する。

3 人権尊重の推進

(1) 人権尊重の推進

ア 教職員については、研修会等を通して、人権意識の高揚と各種ハラスメントの防止を図る。

イ 学生については、講義や研修を通して、人権問題の理解と意識の向上を図る。

4 情報管理の徹底

(1) 情報管理の徹底

ア 本学が定める情報セキュリティ基本方針に関する規程で定める物理的・人的・技術的なセキュリティ対策等が適切に機能するよう、評価と改善・改良に取り組む。

VI 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。

VIII 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

IX VIIIに記載する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

X 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

XI 大分県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成18年大分県規則第12号)で定める事項

1 施設及び設備に関する計画

安全面・保全面における計画的な修繕を行うとともに、実験動物施設などの研究

設備の改修について、設置者である県と協議しながら推進する。

2 人事に関する計画

「Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」の「2 人事・労務管理の適正化」に記載のとおり。

3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に 関する計画

(1)積立金については、次の事業の財源に充てる。

- ア 教育研究の質の向上を図るための設備の充実
- イ その他教育、研究に係る業務及びその付帯業務

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

収容定員

平成30年度	看護学部	320人
	看護学研究科	76人
令和元年度	看護学部	320人
	看護学研究科	76人
令和2年度	看護学部	320人
	看護学研究科	76人
令和3年度	看護学部	320人
	看護学研究科	76人
令和4年度	看護学部	320人
	看護学研究科	81人
令和5年度	看護学部	320人
	看護学研究科	86人

(別紙)

VI 予算、収支計画及び資金計画

1 予算(人件費の見積りを含む。)

平成30年度～令和5年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3,522
自己収入	1,474
授業料及び入学検定料収入	1,411
雑収入	63
受託研究等収入	284
計	5,280
支出	
業務費	4,557
教育研究経費	1,040
人件費	3,517
一般管理費	439
受託研究等経費	284
計	5,280

(人件費の見積り)

中期目標期間中、総額3,517百万円を支出する。(退職手当は除く。)

(注)人件費の見積りについては、当該年度の人件費見積額を踏まえ試算しているが、定期昇給、ベースアップ、社会保険料の改定等は含まない。

(注)退職手当については、公立大学法人が定める規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において、職員の退職手当に関する条例を基準として算定される。

(運営費交付金の算定方法)

運営費交付金は、平成30年度予算額を基準として積み上げた額をベースとして、一定の仮定の下に試算したものであり、各事業年度の運営費交付金については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

2 収支計画

平成30年度～令和5年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	5,343
経常費用	5,343
業務費	4,841
教育研究経費	1,040
受託研究等経費	284
人件費	3,517
一般管理費	439
雑損	-
減価償却費	63
臨時損失	-
収益の部	5,343
経常収益	5,343
運営費交付金収益	3,522
授業料等収益	1,411
受託研究等収益	284
雑益	63
資産見返負債戻入	63
臨時収益	-
純利益	-
総利益	-

(注)受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

(注)受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3 資金計画

平成 30 年度～令和 5 年度 資金計画 (単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	5,280
業務活動による支出	5,274
投資活動による支出	-
財務活動による支出	-
次期中期目標期間への繰越金	6
資金収入	5,280
業務活動による収入	5,280
運営費交付金による収入	3,522
授業料及び入学検定料等による収入	1,411
受託研究等による収入	284
その他の収入	63
投資活動による収入	-
財務活動による収入	-